

平成29年12月27日

第6回村上市農業委員会会議録

第6回村上市農業委員会定例会を平成29年12月27日午後2時00分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木	いせ子	2番	阿部	正一
3番	増田	嘉美	4番	加藤	孝平
5番	石山	章	6番	遠山	久夫
7番	池田	千秋	8番	本間	サヨ子
9番	中山	和衛	10番	遠藤	俊樹
11番	斎藤	博	12番	佐藤	健吉
13番	齋藤	文夫	14番	板垣	栄一
15番	稲葉	浩之	16番	菅原	隆雄
17番	大野	章	18番	村山	美恵子
19番	船山	寛	20番	本間	裕一

1. 欠席委員は次のとおりである。

なし

1. 農地利用最適化推進委員の出席は次のとおりである。

1番	富樫	潤	3番	齋藤	敏夫
5番	本間	進二	6番	木村	壽一
10番	佐藤	裕介	11番	齋藤	裕助
12番	齋藤	茂芳	14番	飯沼	洋二
15番	坂上	光芳	16番	齋藤	仁
17番	近藤	和明	19番	中山	栄

1. 欠席委員は次のとおりである。

2番	東海林	善雄	4番	佐久間	英夫
7番	高橋	大亮	8番	藤原	義正
9番	中山	一幸	13番	本間	文春
18番	寺社	幸一			

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法第4条第1項8号の規定による農地転用について

報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 事業計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の承認について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 小川寛一

事務局次長 小川良和

事務局副参事 本間宏

事務局主査 園部和枝

1. 午後2時10分 事務局長（小川寛一君） それでは、ご苦労さまです。定刻になりましたので、ただいまから第6回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。農業委員さんにつきましては、全員出席でございます。よって、本日の総会は成立いたします。また、今回は合同委員会ということで、農地利用最適化推進委員の方からも出席をいただいております。推進委員の方につきましては2番、東海林推進委員、4番、佐久間推進委員、7番、高橋推進委員、8番、藤原推進委員、9番、中山推進委員、13番、本間推進委員、18番、寺社推進委員さんがそれぞれ欠席の届け出が参っております。出席者は12名であります。

それでは初めに、石山会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川寛一君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議席番号13番、齋藤文夫委員、議席番号15番、稲葉浩之委員、ご両名をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4の報告。報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用についてを議題といたします。

事務局、報告してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、説明させていただきます。議案書1ページのほうごらんください。報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について。

番号1番、申請人、村上市松沢_____番地、_____、土地の表示、松沢字中道_____番、地目、田、台帳面積_____平米、うち転用面積_____平米。もう一筆が松沢字屋敷添_____番、地目が田、台帳面積_____平米、うち転用面積_____平米で2筆合計_____平米。転用の目的ですが、農作業場の建築を予定されております。備考といたしまして、申請者は211アールの農業経営を営んでおります。今回農作業場の建設を計画したものです。規模ですが、農作業場2階建て1棟、建築面積66.24平米の建物を建てられる予定であります。

なお、この届け出に関しましては、あわせて始末書が添付されておりますので、ご報告させていただきます。新潟県知事、米山隆一様。村上市農業委員長、石山章様。始末書ということで、私_____が所有する農地、松沢字中道_____番、松沢字屋敷添_____番において、2筆の合計面積_____平米のうち_____平米を使用し、農作業場の建設を計画し、このたび村上市農業委員会に対し農地法第4条第1項第8号の規定に係る届け出を行ったところです。本来であれば建設用地として使用する部分のみ埋め立てを行うべきところでしたが、申請農地全てを埋め立てを行ってしまいました。農業施設用地以外の残置部分については速やかに農地として利用できる状態に改善するとともに、農地として適正に管理を行っていきます。また、今後はかかる事態を招かぬよう、村上市農業委員会を初め関係機関に事前に相談することを心がけ、再発防止に努めます。つきましては農地法第4条第1項第8号の届け出につきましては、ご承認くださるようお願い申し上げます。平成29年12月11日。申請人、村上市松沢_____番地、_____。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。2ページをごらんください。地図中央に神林地区の松沢集落がございます。今回の申請場所は、松沢集落の西側のほうになりますが、地図中央よりもやや下のほうにあります太く囲んだ場所が今回の申請場所となります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ただいまの報告につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、次に報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、3ページのほうごらんください。報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について。

番号1番、申請人、村上市門前_____番地、_____、土地の表示、門前字大谷_____番、地目、台帳、畑、現況、原野、面積_____平米ほか1筆、2筆合計_____平米。申請事由ですが、

申請地の大谷____番____は、約18年前から耕作しておらず、現在は原野化している。また、諏訪前____番____は約40年前に杉を植林し、現在は山林化している。このため農地への復旧は極めて困難な状況にあるということでございます。

続きまして、番号2番、岡山県倉敷市西中新田____番地____、____、土地の表示、荃太字高石____番____、地目、台帳、畑、現況、山林、面積____平米。申請事由、申請地は約60年前に杉を植林し、現在は山林化している。このため農地への復旧は極めて困難な状況にあるということでございます。

ページめくっていただきまして、4ページ、番号3番、申請人、村上市薦川____番地____、____、土地の表示、薦川字ツキノキ____番、地目、台帳、田、現況、山林、面積____平米ほか3筆、合計4筆で____平米。申請事由といたしましては、申請地は約30年前に杉を植林し、現在は山林化している。このため農地への復旧は極めて困難な状況にあるということでございます。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。5ページのほうごらんください。番号1番、申請人、____の場所ですが、地図中央に村上地区の門前集落がございます。申請場所の1つ、大谷____番____につきましては門前集落の西側にあります。地図上ですと、ちょうど右側の一番端っこのほうに三角で太く囲まれた場所が今回の大谷の申請場所でございます。もう一筆、諏訪前____番____につきましては門前集落の地図上は下のほう、横に門前川が走っておりますが、門前集落から門前川を渡った山側のほう、地図でいきますと左斜め下側のほうに太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

続きまして、6ページごらんください。番号2番、____の申請場所ですが、地図の上部左側のほうに荃太集落がございます。今回の申請場所は、荃太集落から三面ダム方面に進んだ集落端のほうから林道高石線が山のほうに伸びておりますが、その林道沿いで、この地図でありますと地図中央の下部のほうに太く囲まれた場所が今回の申請場所になります。

7ページをごらんください。番号3番、____の申請場所でございます。地図左側下部のほうから右側中央よりやや上のほうに県道薦川中原線が走っております。その北側に薦川が流れております。この地図右側のほうが薦川集落になります。薦川集落の少し手前のところ、県道から薦川を越えたところの山側で、ちょうど地図中央付近に太く囲まれた4筆が今回の申請場所となります。

説明については以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、報告については終了し、日程5の議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（本間 宏君） それでは、8ページをごらんください。議案第1号 農地法第3条

の規定による許可申請について説明します。

今回は使用貸借が2件、賃貸借が1件、交換が2件、贈与が4件、売買が10件で、合計29件の案件でございます。

では最初に、使用貸借1件を説明いたします。番号1、貸し人、村上市浜新田____番地、____、借り人、村上市浜新田____番地、____、土地の表示、浜新田字フケ____番、現況地目、田、地積____平米ほか15筆あり、田の合計が____平米。続いて、畑、土地の表示が村上字水貫____番、地目、畑、地積が____平米ほか9筆あり、畑の合計で10筆、面積が____平米、合わせて合計で26筆となり、合計面積が____平米となっております。こちらは使用貸借の設定で、年期に伴う再設定であります。

続いて、賃貸借について1件説明します。12ページをごらんください。番号13、貸し人、村上市松沢____番地、____、借り人、村上市松沢____番地、____、土地の表示、松沢字石上____番、地目、田、地積____平米、こちらは賃貸借権の設定で10年間の設定となり、賃借料は反当たり____円となっております、再設定となります。

続いて、交換について説明します。番号14番、譲渡人、村上市北黒川____番地、____、譲受人、村上市北黒川____番地、____、土地の表示、北黒川字上平____番、地目、田、地積が____平米、こちらは交換による所有権の移転です。

続いて、番号15番、譲渡人、村上市北黒川____番地、____、譲受人、村上市北黒川____番地、____、土地の表示、北黒川字田中____番、地目、田、地積____平米、こちらのほうも交換による所有権の移転であります。

続いて、贈与について説明いたします。番号16番、譲渡人、村上市有明____番地____、____、譲受人、村上市有明____番地____、____、土地の表示、八日市字新川向____番、地目、田、地積____平米、こちらは贈与による所有権の移転で、このお二方については夫婦でございます。

番号17番、譲渡人、村上市下中島____番地、____、譲受人、村上市下中島____番地____、____、土地の表示、下中島字元林____番、地目、畑、地積____平米ほか1筆ありまして、合計2筆で____平米、こちらのほうも贈与による所有権の移転で、このお二方については親戚でございます。

続きまして、番号18番、譲渡人、村上市中継____番地____、____、譲受人、村上市中継____番地、____、土地の表示、中継字ニレ沢____番、地目、田、地積____平米ほか1筆ありまして、合計2筆で____平米となります。こちらのほうは贈与による所有権の移転であります。なお、このお二方については本家、分家の間柄でございます。

番号19番、譲渡人、村上市中継____番地、____、譲受人、村上市中継____番地____、____、土地の表示、中継字向座____番、地目、畑、地積____平米、こちらのほうも贈与による所有権の移転であります。

次に、売買について説明いたします。番号20番、譲渡人、村上市下山田____番地、____、譲受人、村上市下山田____番地、____、土地の表示、下山田字久保田____番、地目、田、地積____平米、土地の対価が____円で、10アールあたりに換算いたしますと約____円となります。

続きまして、番号21番、譲渡人、村上市下鍛冶屋____番地、____、譲受人、村上市春木山____番地、____、土地の表示、春木山字諏訪木____番、地目、畑、地積____平米、ほか隣のページになりますけども、1筆ありまして、合計2筆、面積の合計が____平米。こちらのほうの対価は2筆合わせて____円となっており、10アールあたりに換算いたしますと約____円となります。

続きまして、番号22番、譲渡人、村上市佐々木____番地、渡邊孝吉、譲受人、村上市佐々木____番地____、____、____、土地の表示、佐々木字上野____番、地目、田、地積____平米、こちらのほうの対価は____円となり、10アールあたりに換算いたしますとちょうど____円でございます。

続きまして、番号23番、譲渡人、村上市有明____番地、____、譲受人、村上市有明____番地____、____、土地の表示、有明字稲見____番____、地目、畑、地積____平米ほか2筆ありまして、合計3筆で面積が____平米、こちらのほうの対価は3筆合わせまして____円、10アールに換算いたしますと約____円となります。

続きまして、16ページをごらんください。番号24番、譲渡人、村上市小川____番地、____ほか1、譲受人、村上市小川____番地、____、土地の表示、下中島字道上____番____、現況地目、田、地積____平米、対価が____円となり、10アールあたりに換算いたしますと約____円となります。

続きまして、番号25、譲渡人、村上市坂町____番地____、____、譲受人、村上市中原____番地____、____、____、土地の表示、中原字中原野____番____、地目、畑、地積____平米、こちらのほうの対価は____円で、10アールあたりに換算いたしますと約____円となります。

続きまして、番号26番、譲渡人、村上市十川____番地、____、譲受人、村上市中原____番地____、____、____、土地の表示、中原字中原野____番____、地目、畑、地積____平米、土地の対価が____円、10アールあたりに換算いたしますと約____円となります。

それと、番号27番、譲渡人、村上市岩沢____番地、____、____、譲受人、村上市岩沢____番地、____、土地の表示、岩沢字三本松____番、地目、田、地積____平米とほか3筆ありまして、合計4筆で面積が____平米で対価が____円となります。なお、こちらのほうちょっと記載のほうお願いしたいと思いますが、17ページのほう、対価のほうがちっと漏れ落ちていましたので、ご記入をお願いします。一番上の中原野の____番については対価が____円であります。そして、その次の中道南につきましては対価が____円と

なっております。それぞれ対価がありまして、10アールあたりに換算したものを申し上げます。三本松の ___番については10アールあたり約 _____円、そして同じく ___番 についても約円、そして中原野については約 _____円、そして中道南については _____円となっております。

続きまして、番号28番、譲渡人、愛知県岡崎市稲熊町字後田 _____番地 _____、 _____、譲受人、村上市塩野町 _____番地、 _____、土地の表示、塩野町字林ノ下 _____番、地目、田、地積 _____平米、対価のほうが _____円となっております、10アールあたりに換算いたしますと _____円でございます。

そして、続きまして番号29番、譲渡人、村上市釜杭 _____番地、 _____ほか1、譲受人、村上市府屋 _____番地 _____、 _____、土地の表示、上助渕字丸山 _____番 _____、地目、畑、地積が _____平米、ほかもう一筆ありまして、合計2筆で _____平米、対価が2筆合わせまして _____円、10アールあたりに換算いたしますと _____円となります。

続きまして、場所の説明をいたします。18ページをごらんください。番号14、15の案件です。図面中央横、左から下にかけて勝木川が7号線と平行して流れております。申請地は図面右側、縦に県道北中府屋停車場線が北黒川集落内を走っており、北黒川集落の北側が ___番__、そして集落中ほどの中央部にあるものが ___番__ ということで、こちらのほうが交換の案件となっております。

続いて、番号16の案件です。図面中央、横に石川が流れており、途中から百川と分岐しております。そして、左側に見えますのは岩船の地域内がありまして、申請地はちょうど国道345号線、田んぼの中走っているところではありますけれども、ちょうど石川から南側のほうの最初の十字路のところ、角地になりますけれども、太く囲まれているところが今回の申請地でございます。

続きまして、番号17の案件です。図面右上から下にかけて、国道7号線が走っており、図面中央が下中島集落となっております。申請地は下中島集落の北側、四角く太く2筆囲まれていますけれども、そちらのほうの今回の贈与の案件でございます。

続きまして、番号18、19の案件です。図面中央、横に中継川が流れており、それと平行するように県道山熊田府屋停車場線が走っております。図面右下が中継集落があり、申請地はその中継集落の中継川の反対側の川向こうになりますけれども、そちらのほう、扇状地の土地に2筆くっついているほうが _____番台の土地、そして _____番が、1カ所離れたところが今回の贈与の場所となっております。

続きまして、番号20の案件です。図面中央、横を県道上山田山辺里線が走っており、ちょうど集落が、下山田があります。申請地は、この下山田から東側、図面右側のほうになりますけれども、道路に三角に太く囲まれているところが今回の申請地でございます。

続きまして、番号21の案件です。図面下段、横に国道113号線が走っており、図面左側のほうについては荒川地区の保内小学校、そして下鍛冶屋集落、上鍛冶屋集落、そして右のほうにつながって

春木山集落がございます。申請地は、この春木山集落の北側のほうに、ちょうど三角に太く囲まれたものと隣り合わせて四角く囲まれているところが今回の申請地でございます。

続いて、番号22の案件です。図面右上が荒川、そして中央から左上が佐々木集落となっております。申請地は佐々木集落から東側、ちょうど図面右下のほうになりますけれども、ナカショクの種豚場があるそのちょうど上のほう、三角に太く囲まれているところが今回の申請地でございます。

続きまして、番号23の案件です。図面右、縦に国道290号線、そして左中央に神納中学校があります。申請地は、図面中央に有明集落があり、その有明集落と神納中学に挟まれたちょうど中間の地点、図面上3筆が太く黒く囲まれているところが今回の申請地でございます。

続きまして、番号24の案件です。図面横に三面川が走っており、その三面川を横切るように縦に国道7号線が走っております。三面川の南側のほうに、ちょうど国道の橋のつけ根のあたりなんですけれども、除雪ステーションがありまして、申請地はこの朝日除雪ステーションから東側、図面右手になりますけれども、三角形に太く囲まれているところが今回の申請地となっております。

続きまして、番号25、26、27の案件であります。こちらのほう図面中央に朝日支所、そしてその朝日支所の上のほうに中原集落があります。申請地は、この中原集落の右側、東側になりますけれども、図面右上のほうが申請地、_____の持ち分と_____の持ち分がそれぞれ上と下とつながっております。そして、下のほうにつきましては、こちらのほうが_____の案件でありまして、朝日多目的グラウンドの右側のほう、_____番と_____番、太く囲まれているところありますけれども、こちらの2筆が案件となっております。

続いて、同じく27番の_____の案件でございますけれども、こちらのほうは今度朝日支所が右手にありまして、左手のほうに岩沢集落があります。岩沢集落から北側のほう、図面ちょうど中央付近になりますけれども、申請地_____番と_____番、太く囲まれておりますけれども、こちらのほうが今回の案件となっております。

続きまして、番号28の案件でございます。図面中央、縦に斜めに走っているのは国道7号線であります。そして、この7号線の下、南側のほうに位置しているのが市立の塩野町小学校であります。申請地は、この塩野町小学校の左手、西のほうになりますけれども、田んぼが四角く太く囲まれているところ、今回の申請地となっております。

最後になりますけれども、番号29番の案件であります。こちらのほうちょうど高速道路の村上瀬波温泉インターチェンジの出口十字路付近になりますけれども、その十字路付近からちょうど東側、右手になりますけれども、1つが申請地_____番_____、それと上助淵集落の北側に位置しているところ、ちょうど国道7号線と高速道路の間のところ、水路の脇に張りついている三角に太く囲まれているところが今回の申請地でございます。

以上、説明した29件については農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明にかえさせていただきます。

○議長（石山 章君） それでは、質疑をいただく前に、議案番号25番、26番については譲受人が農地取得の下限面積に達しておりません。ただし、経営基盤強化法、農用地利用集積計画の中で同一者の案件が出てきますので、25番、26番の案件については農用地利用集積計画案で承認された後に審議させていただきますので、よろしくお祈いします。議案番号25番、26番を除いて質疑に入ります。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部ですが、ちょっとお伺いしたいんですけども、番号14と15、これは田で交換になっておりますけども、あえて___平米と___平米、等積交換でもないし、これと、それから18番、19番は田畑ではございますけども、面積的には___と___ということで、これについては贈与ということでありまして、この辺の考え方についてお聞かせ願いたい。

それから、27番の、これ恐らく代表取締役落ちているんだと思いますけども、いうことですが、以上でございます。

○議長（石山 章君） 事務局、答弁願います。

○事務局副参事（本間 宏君） まず最初に、先ほど申し上げていただきました27番については代表取締役がちょっと漏れ落ちでありましたので、_____さんということでご記入お願いしたいと思ひます。

それと、最初の質問になりますけども、14番と15番の交換の件でございます。これについては地主のほうから申し出、司法書士の先生と相談して、交換の案件でお願いしたいということで審議を受けて、面積に違いはあるものの、評価的にさほど変わりはないということで交換のほうの案件ということで承らせていただいております。

それと、番号18番と19番なんですけども、こちらのほうの案件については私、事務局サイドとしては交換なのかなということでご本人様に申し上げたところ、こちらのほうも登記を請け負っている司法書士の先生に相談した結果、贈与という形が望ましいということでございましたので、じゃ確認をとって贈与という形で、それぞれ書類のほうつくらせていただいたものでございます。

以上であります。

○議長（石山 章君） 阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部ですが、その司法書士の言い分なんだろうけども、あえてなぜ贈与にしたのか。普通であれば交換でいいわけですから。それをあえてどういう考えがあつて贈与にしたのか、その辺をお聞きであつたらお聞かせ願いたいと思ひます。

○事務局副参事（本間 宏君） 詳しくまではちょっと、持ってきた方がご高齢の方だったので、余り電話でしか話できなかったんですけども、まず地目が違うことが1つということと、あとそれに伴つて当然畑と田ではちょっと価格評価も違いますので、その辺で合わないんだろうということ

ご判断なされたことだということでは聞いております。

以上であります。

○議長（石山 章君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号の議案番号25番、26番を除いて許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局次長（小川良和君） それでは、説明させていただきます。31ページのほうごらんください。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

番号1番、申請人、村上市関口___番地、____、土地の表示、関口字横道___番___、地目、田、地積___平米のうち___平米、転用の目的は駐車場敷でございます。農地区分は第1種農地に該当いたします。備考といたしまして、申請者が役員を務める_____は現在社員用及び業務用車両の駐車場として関口地内に駐車場を借地しているが、会社から少し離れているため、事業の利便性、効率性が悪かった。このことから会社近くでの駐車場の確保が緊急の課題でした。今回同社に隣接する申請地を駐車場として造成し、賃貸契約を行うものです。転用の概要ですが、駐車場、従業員用8台分、作業用車3トントラック4台分の駐車場として整備をされる予定でございます。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。32ページごらんください。地図中央に朝日地区の関口集落がございます。中央縦に県道高根村上線が走っておりまして、今回の申請場所は関口集落の入り口、朝日支所側から入ってきまして入り口側、県道沿いにありまして、地図中央付近で太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用にかかわる現地調査をお願いしておりましたので、報告をお願いいたします。

12番、佐藤委員。

○12番（佐藤健吉君） 12番、佐藤です。それでは、農地法第4条の規定による許可申請についての現地調査を報告させていただきます。

12月の15日午後1時30分、朝日地区の農業委員5人、最適化推進委員5人、朝日支所の会議室に集合し、事務局、小川次長、朝日支所、遠山主事から申請内容の説明を受けました。その後現地に

出向きまして、申請人の_____さんの長男、今_____の代表から内容説明を受けました。申請人は、地図を見ていただいてもわかるとおり隣接地にごみ収集を業務とする_____を立ち上げて、今現在は有限会社ということで法人化して、長男に引き継ぎ業務を行っております。業務拡大とともに車の台数も多くなり、離れた場所に集落の共有地を駐車場として借りていたんですが、今申請のとおり利便性、効率性が悪いということで、その土地について申請があったものです。申請の土地は、土地改良区域下に入らなかったという水田でありまして、_____平米のうちの必要面積の432平米を駐車場敷地としたいということでございます。北側は事務所とそこの車庫に隣接していますし、西側は県道高根村上線と隣接して、県道からの乗り入れ許可も得てあります。南側は高根川沿岸土地改良区域のちょうど外側に隣接しまして、配水路になっているということで、東側を残置としたいということでございます。土地改良区あるいは集落、農家組合等の同意も得てあり、住宅地域に隣接する土地であり、現地を確認した上で地区員はやむを得ないということで判断して、許可相当の意見といたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特段ないようでありますので、議案第2号、許可相当に決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について許可相当に決定いたしました。

議案第3号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、説明させていただきます。33ページごらんください。議案第3号 事業計画変更承認申請について説明させていただきます。

番号1番、当初計画者、福島県喜多方市松山町村松字常盤町_____番地、_____、承継者、新潟市西区青山新町_____番____、_____、土地の表示、杉原_____番____、地目、台帳、現況とも畑、面積_____平米ほか1筆、合計2筆で_____平米。移転の内容ですが、これにつきましては平成29年2月9日付、村振農第3003号により農地法第5条の許可を受けておいた案件でございます。当初は共同住宅の建築を計画しておりましたが、資金調達が計画どおりにできず、計画を断念したものでございます。今回のこの案件につきましては許可後所有権の移転をなされていなかったということで、もとの地主さんが承継するという形で今回取り下げの申請を出させていただいたところでございます。

これと関連して5条申請の番号1番が関連しておりますので、あわせて説明をさせていただきます。

(何事か声あり)

○事務局次長(小川良和君) 済みません。5条申請については後ほど説明させていただきます。

続きまして、34ページごらんください。番号2番、当初計画者、村上市山口____番地____、____、承継者、村上市山口____番地____、____、土地の表示、山口字野中____番____、地目、台帳、現況とも畑、面積が____平米。もう一つ、番号3番につきましても同一人が当初計画者と承継者になっております。3番のほうの土地の表示が山口字野中____番____、地目、台帳、現況とも畑で面積が____平米となっております。この2筆とも隣り合わせた農地でございます。野中____番____につきましましては、昭和55年12月23日付、村農地第3517号により農地法第5条の許可を受けました。もう一つの____番____につきましましては昭和58年2月23日付、村農地第3037号により同じく農地法第5条の許可を受けております。今回どちらも当初計画では車庫兼物置の建築を計画しておりましたが、市道の新設工事に伴い、現在地に住宅が移転したため車庫等の建築を取りやめ、現在に至っていたということでございます。今回承継者が歯科医院の駐車場の設置を計画しての事業継承でございます。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。36ページをごらんください。事業計画変更、番号1番の案件でございます。地図上部の横に門前川が流れておりまして、その南側に県道新潟新発田村上線が走っております。今回の申請場所は、その県道よりもさらに右側のところ、ちょっと地図中央付近、片町と杉原の区域のちょうど境界あたりになります。太く囲まれた場所、1つが四角のところ、もう一つがちょっと三角でいびつな形になっている場所が今回の申請場所になります。

続きまして、番号2番、3番の案件の説明をさせていただきます。地図中央に村上市荒川支所がございます。その北側に県道坂町停車場金屋線が走っておりまして、今回の申請場所は荒川支所の西側のところがございます。太く囲まれた場所2筆が今回の申請場所となります。

説明は以上です。

○議長(石山 章君) それでは、5条の転用の1、2も関係はしますが、現地調査をしていただいておりますので、計画変更の1番について報告をお願いします。

17番、大野委員。

○17番(大野 章君) 17番、大野です。12月12日の午前10時から農業委員4名、最適化推進委員3名、事務局、小川次長とで今説明がありました事業計画変更の申請について現地調査を行いました。

現在はそこは野菜が栽培されており、畑として利用されております。これについては承認するのが相当であろうという各委員からの意見でありました。ご審議をお願いいたします。

○議長(石山 章君) それでは、事業計画変更、番号2番、3番について報告をお願いします。

2番、阿部委員。

○2番(阿部正一君) 2番、阿部ですが、議案3号の番号2、3の現地調査報告します。

今月の13日水曜日ですが、午前9時より荒川支所において小川次長の説明を受け、その後農業委

員3名、最適化推進委員2名と農業委員会事務局、小川次長、それに荒川支所の相場主事と現地において____さんの母親である____氏の立ち会いのもと、現地を調査しました。歯科医院の駐車場として砂利を敷いて利用すると。今まで借りていたところですけども、後ろのほうをそういうことで、建物は設置しないということでございますので、周辺農地に影響を及ぼすことなく、出席委員全員で承認するものと判断しました。皆様の審議よろしくをお願いします。

それから、事務局、私らに説明した地図と番号が逆になっているが、どういうことでしょうか。どっちが正しいかわかりませんが、この申請書には上のほうが____番、____平米になっているし、今回の地図の場所は反対に表示されているが。あなた方読み合わせもやるんでしょし、突合もやるんでしょし、私こんなことを見つけるつもりなかったんですけども、ちょうど目につきました。あと、それからちょっと私の私見ですけども、ここまで、55年から37年もたって事業計画の変更なさるといことは本当に私ら考えられないことだし、やはり転用したところは今まで農地としての税金しかかかってねえわけですんで、この辺はやっぱ指導して評価を上げていただいて税金を払っていただくというようなことに職員は徹しねばねえと思いますんで、その辺は一言だけつけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（石山 章君） 事務局、答弁してください。

○事務局次長（小川良和君） 大変申しわけございませんでした。2番、3番の地番のほうなんですけど、今2番、阿部委員のほうからご指摘ありましたとおり上下が逆さまになっておりまして、上のほうが____番の____、下のほうが____番の____という形になりますので、訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

もう一点、地目、税金のほうについてはちょっと確認をとっておりませんでしたけど、転用後されたものについては宅地課税という形でされていると思われまので、その辺改めてまた確認をさせて、後で報告させていただきますが、そういう形になっている、一応台帳と突合かけた中でそういう整理を税務課のほうでしているということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） 副参事。

○事務局副参事（本間 宏君） 追加で説明させていただきます。

転用の許可について、その時点で効力が発揮されるということですので、うちのほうの、合併してからなんですけども、税金のほうのサイドからすると地目が変わったものの課税するということが現在は進んでおります。許可がなった時点でその翌月、この案件を税務のほうに渡して、それでそのところの評価課税は変わります。その後今みたいに昭和五十何年からずっとそのまましている場合にあっては、旧村単位のほうでそのままのものになっているのかなというふうに思いますけども、その辺については確認作業が必要かと思えます。

あと、今阿部委員のほうからあったんですけども、転用あったときにこの何年間もほったらかし

しておるといふことあるんですけども、一応許可は未来永劫生きているといふことで県のほうの許可権者のほうはそういうふうに解釈しておりまして、本人が例えば死んだりとか、許可権者が死んだりしない限りはそのまま生きていて、本人の申し出がなければそのままにすると。基本的に今の時点で申し上げますと、税金が変わった時点で、要するに畑のままであれば高い税金を払っている状況が続くわけでありまして、ご本人様がもしその計画がならないのであれば計画変更出させていただきます、もとの土地に戻すといふことで自分の資産をしっかりと管理していただくような形が一番望ましいのかなといふぐあいに今思っておりますので、その辺は立ち会いの時に所有者のほう、許可権者として事務をするほうとしては伝えていきたいなといふふうには思います。

以上であります。

○議長（石山 章君） 2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 今地目変更された際に評価を変えているということですけども、それは変えていないと思います。確認してください。恐らくしていないと思います。畑で安い評価で課税されていると思います。それは、許可出たらずっとだと、それはわかります。わかりますけれども、せっかく農地をほかのものに変えようといつて、農地を守る立場の者が一旦変えて農地のままにしておく、荒れ地のままにしておくというのがいかなものかなと申し上げている点なんですけど、以上でございます。

○議長（石山 章君） ご意見として伺っておきます。

ほかにあれでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、事業計画変更承認申請については承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 事業計画変更承認申請については承認することに決定いたしました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、説明させていただきます。38ページごらんください。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について説明させていただきます。

番号1番につきましては、先ほど事業計画変更承認いただきました案件1番の内容が反映されたものでございます。譲渡人、新潟市西区青山新町____番地____、____、譲受人、村上市下助淵____番地____、____、____、____、土地の表示、杉原____番____、地目、台帳、現況とも畑、地積____平米ほか1筆、合計2筆で____平米、転用の目的ですが、宅地分譲です。契約等につきましては、売買による所有権の移転でございます。対価につきましては____円で

ありまして、10アールあたりに換算いたしますと_____円となります。農地区分につきましては第3種農地となります。備考といたしまして、申請者は不動産業を営んでおり、戸建て用1区画、共同住宅用1区画の宅地分譲地の造成を計画したものです。申請地は都市計画法に基づく用途区域内、第1種低層住居専用地域の農地で、周囲は宅地に囲まれているということです。計画の内容ですが、宅地分譲地、戸建て用1区画、共同住宅用1区画で全体面積、この農地のほかにその他雑種地が含まれておりまして、全体面積といたしましては_____平米の敷地を活用しての計画となっております。

続きまして、番号2番、こちらにつきましては先ほど事業計画承認で変更承認いただきました番号2番、3番の案件と関連しておる案件でございます。譲渡人、村上市山口_____番地____、_____、譲受人、村上市山口_____番地____、_____、土地の表示、山口字野中_____番____、地目、台帳、現況とも畑、地積は_____平米ほか1筆、合計2筆、_____平米、転用の目的ですが、駐車場敷ということで、契約等につきましては売買による所有権の移転でございます。対価につきましては_____円で、10アールあたりに換算いたしますと_____円となります。農地区分につきましては第3種農地ということです。備考といたしまして、申請者は当該地の隣接地に歯科医院を経営しておりますが、患者及び従業員用の駐車場として使用するため転用するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内、第1種住居地域の農地で周囲は宅地化しているということで、転用の内容ですが、駐車場10台分を整備する予定となっております。

続きまして、番号3番、譲渡人、村上市桃川_____番地、_____、譲受人、村上市南町2丁目_____番____号、_____、土地の表示、松喜和字砂山_____番____、地目、台帳、現況とも畑、地積が_____平米ほか1筆、合計2筆で_____平米、転用の目的ですが、住宅建築用地としての転用でございます。契約等につきましては売買による所有権の移転で、対価につきましては_____円でございます。10アールあたりに換算いたしますと_____円となります。農地区分は第2種農地に該当いたします。備考といたしまして、申請者は現在市内の借家で生活しているが、このたび念願のマイホームの建築を考え、もともと岩船地区に長年住んでいたことから、愛着のある岩船地区の近くの申請地に住宅を建築するため転用するものです。なお、申請地は第2種農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるということでございます。転用の計画ですが、木造2階建て住宅1棟、建築面積61.28平米の住宅を建設される予定となっております。

続きまして、番号4番、譲渡人、村上市桃川_____番地、_____、譲受人、村上市松喜和_____番地____、_____、持ち分2分の1、_____、同じく持ち分2分の1、_____、土地の表示、松喜和字砂山_____番____、地目、台帳、現況とも畑、地積は_____平米、転用の目的ですが、こちらも住宅の建築用地でございます。契約等につきましては売買による所有権の移転で、対価は_____円となります。こちらの案件につきましても10アールあたりの単価は、換算しますと_____円となります。農地区分は、こちらも第2種農地、備考といたしまして申請者は現在松喜和地内のアパートに

生活しているが、このたび念願のマイホームを建築することになり、将来両親の面倒を見ることを考え、両親の家の近くである申請地に住宅を建築するため転用するものです。なお、申請地は第2種農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるということがございます。転用の計画ですが、木造2階建て住宅1棟、建築面積57平米の住宅を建築される予定となっております。

続きまして、ページめくっていただきまして40ページ、番号5番、譲渡人、村上市高根____番地、____、譲受人、村上市高根____番地____、____、土地の表示、高根字久保平____番__、地目、台帳、現況とも畑、地積____平米、転用の目的ですが、駐車場敷としての転用でございます。契約につきましては売買による所有権の移転で、対価につきましては____円となっております。10アールあたりに換算いたしますと____円となります。農地区分につきましては第2種農地、備考といたしまして申請者は当該地の向かいで生活しているが、住宅の敷地内に駐車スペースを確保することができず、不便を来していたことから、このたび駐車場として利用するため転用するものです。なお、申請地は第2種農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるということです。転用の概要ですが、6台分の駐車場を整備する予定となっております。

続きまして、番号6番、貸し人、村上市大津____番地、____、借り人、村上市佐々木____番地__、____、____、____、土地の表示、大津字石橋____番、地目、台帳、現況とも田、地積____平米ほか1筆、合計2筆で____平米、転用の目的ですが、砂利採取で契約等につきましては賃借権の設定であります。10アール当たりの対価が____円となっております。農地区分につきましては、農振農用地にある農地でございます。備考といたしまして、こちらの案件につきましては一時転用で、利用期間が許可の日から平成31年7月15日までという設定でございます。この後の7番、8番が同一借り人からの案件でございまして、ほか2名、筆数で3筆、合わせまして合計5筆で、合計の全体面積が今回の砂利採取の計画では____平米となっております。7番、8番については説明のほう省略させていただきます。

続きまして、ページめくっていただきまして42ページごらんください。番号9番、貸し人、村上市中新保____番地__、____、借り人、村上市里本庄____番地__、____、____、____、土地の表示、中新保字古川____番、地目、台帳、現況とも田、地積____平米、転用の目的ですが、砂利採取でございます。契約等につきましては賃借権の設定で、10アール当たりの対価が____円となっております。農地区分につきましては、農振農用地にある農地でございます。備考といたしまして、こちらの案件につきましても砂利採取による一時転用でございます。利用期間につきましては、平成30年3月1日から平成31年8月31日までを計画されております。この案件につきましても以下10番から45ページの16番までが同一借り人による砂利採取の転用でございます。今回の砂利採取に当たっては、地権者がほか7名、筆数でほか16筆、合計17筆で全体面積

の計画で_____平米となっております。10番から16番の案件の内容については説明のほう省略させていただきます。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。番号1番、2番につきましては、先ほど事業計画の変更承認のところで説明させていただきましたので、説明のほう省略させていただきます。

番号3番と4番の場所の説明をさせていただきます。地図右側、縦に国道345号線が走っており、国道345号線の中央より若干上のほうから縦に左側のほう、西側のほうに向かいまして臨港線、岩船線が延びております。その南側に松喜和集落がございまして、今回の申請場所は松喜和集落の西の側にあります。地図で言いますと左側の端のほうに番号3番、4番と太く囲んだ場所が今回のそれぞれの申請場所になります。

続きまして、番号5番、地図横に高根川が走っており、その南側に高根集落が広がっております。今回の申請場所は、高根川に沿った場所にございまして、ちょうど地図中央付近に三角に太く囲まれた場所が今回の申請場所になります。

ページめくっていただきまして48ページ、番号6番から8番の案件でございます。地図左上隅のほうに荒川地区の鳥屋集落がございまして、その南側に広域農道下越中部線が斜め横に走っておりまして、今回の申請場所は広域農道下越中部線沿いにございまして、地図の右下のほうにあります太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。それぞれ地番の前に番号が付されているのがそれぞれの議案番号と連動した形で振ってございます。

次、49ページ、番号9番から16番の説明をさせていただきます。地図下のほう、横に県道鶴岡村上線が走っております。地図右側のほうに中新保集落がございまして、今回の申請場所は県道鶴岡村上線沿い、中新保のこちらから、村上方面から行った手前のほうになりますが、太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。それぞれの筆のところに番号が振られているのがそれぞれの議案番号と連動した形での場所になりますので、ご確認ください。

説明のほうは以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

5条関係の1番については先ほど計画変更のときに報告していただきましたので、もしつけ加えることがあればあれですが、よろしいですか。

17番、大野委員。

○17番（大野 章君） 17番、大野です。先ほどの説明であれなんですが、3号議案で承認された土地の現地調査の確認後、その現地、_____の_____、_____さん、そして_____の_____さんからの説明を受けました。それで、新たに_____が購入して宅地を分譲するためということなんですが、現地は住宅地にも囲まれておりまして、道路、下水道も整備されております。造成地の予定地には申請地以外の土地も一部含まれておりまして、そこにちょっと古い建物があるんで

すけれども、工事のほうはこの許可がなった後、来年の3月ごろからですか、建物の解体や土どめの補修を行って進めたいと、そのようなことをございました。今年2月に1度許可を受けた場所でもありますので、今回も許可相当であろうというのが委員の一致した意見でありましたので、つけ加えさせていただいてご審議をお願いします。

○議長（石山 章君） 2番について、阿部委員、補足あれば、よろしいですか。

それでは、議案番号3番、4番について報告をお願いします。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。12月の13日午後3時、神林支所に神林地区の委員7名と小川次長を含め、現地へ向かう前に1度説明を受けた上、現場へ行きました。現場では地主に当たる____さん、それから____の____さんを交え、状況を確認したところですが、昨年、今年とその場所にある角、角が既に住宅が建っておりまして、その間にわたるような場所になります。4番は、備考の欄でも説明のとおりその上のほうの角にはご両親のうちは建っていまして、現場は雨水に関することも何ら心配のないことをございますので、皆さんの審議をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（石山 章君） 議案番号5番について報告をお願いします。

12番、佐藤委員。

○12番（佐藤健吉君） 12番、佐藤です。それでは、番号5番についてご説明いたします。

先ほど説明いたしました第4条の許可申請に引き続きまして現地調査を行いました。現地では申請人の奥さんが立ち会い説明をしていただきまして、申請人は宅地も非常に狭隘、狭くて駐車スペースがなく、大変苦勞しているという説明がありました。今回住宅前の市道を挟んだ畑地に所有者との話がまとまって、駐車場用地として転用申請したものです。申請地につきましては、集落内に介在する畑地で、一方は市道、一方は水路、また隣接する畑との同意もあり、境界も明確になっていることから、地区委員はやむを得ないということで判断し、許可相当の意見としてまとめました。皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） 次に、番号6番から8番について報告をお願いします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部です。それでは、番号6、7、8の現地調査を報告いたします。

これにつきましても今月の13日午前9時から荒川支所において小川次長の説明を受け、その後農業委員3名、適正化推進委員2名と事務局の小川次長、それから荒川支所の相場主事、現地において____の____氏、____氏、両氏に説明を受けました。それで、出席委員全員で許可相当と判断しました。皆様の審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） 次に、議案番号9番から16番について報告をお願いします。

8番、本間サヨ子委員。

○8番（本間サヨ子君） 8番、本間です。9番から16番までを説明いたします。

今月の15日1時30分に朝日支所の2階会議室に朝日地区の農業委員5名、推進委員5名、事務局の小川次長さん、朝日支所の遠山主事さん集まっていただきました。出かける前に小川次長さんに事前説明を受けて、2時30分ころ中新保の現場に行きました。中新保の現場では_____の_____さん、_____の_____さんが待っていてくださいました。このお二人立ち会いのもと、現場を確認してきました。この付近での砂利採取は3回目ということでございました。今までの実績もあり、特に問題はないと思いました。ダンプの出入り口が通学路になっておりますので、運転には十分注意してくださるようお願いいたしました。朝日地区全員、転用については許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、番号11番について審議いたしますので、議席番号20番、本間委員、関連議事に参加できませんので、退席をお願いします。

（20番 本間裕一君退席）

○議長（石山 章君） それでは、番号11番について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 許可相当に決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号、番号11番については許可相当に決定いたしました。

（20番 本間裕一君着席）

○議長（石山 章君） 本間委員、番号11番、許可相当に決定いたしました。

それでは、番号11番を除きまして質疑に入ります。ご意見、ご質問ある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号、許可相当に決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について許可相当に決定いたしました。

それでは、次に議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局主査（園部和枝君） それでは、50ページをごらんください。議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。

今月は使用貸借の設定が6件、賃貸借の設定が131件、売買による所有権移転が5件、合計142件

の案件となります。

それでは、所有権移転以外の案件につきましてはそれぞれ1件のみ説明させていただきます。最初に、使用貸借の設定です。番号1番、貸し人、村上市天神岡____番地、____、借り人、村上市天神岡____番地、____、土地の表示、天神岡字大館____番、地目、田、地積____平米ほか1筆、合計2筆、____平米、種別が使用貸借による権利の設定、期間が10年間、再設定となりまして、改良区費は貸し人負担です。次のページ、51ページ、番号6番までが使用貸借の案件となります。

次に、賃貸借の設定です。番号7番、村上市七湊____番地、____、借り人、村上市岩船三日市____番、____、土地の表示、村上字島ノ内____番、地目、田、地積____平米ほか2筆、合計3筆、____平米、種別が賃貸借の設定、期間が15年、借賃が10アール当たり____円、再設定となりまして改良区費は貸し人負担です。

続きまして、ページ84ページ、137番までが賃貸借の設定となります。

次に、所有権移転について説明いたします。番号138番、譲渡人、新潟市江南区天野3丁目番____号、____、譲受人、村上市天神岡____番地、____、土地の表示、天神岡字山本____番、地目、畑、地積____平米、売買による所有権の移転、対価が____円、10アール当たりは約____円となります。

次に、番号139番、譲渡人、村上市佐々木____番地、____、譲受人、村上市佐々木____番地、____、____、____、土地の表示、佐々木字切越____番、地目、田、地積____平米、売買による所有権の移転です。対価が____円、10アール当たりは____円となります。

次に、番号140番、譲渡人、村上市牧目____番地、____、譲受人、村上市牧目____番地、____、土地の表示、牧目字桶田____番、地目、田、地積____平米、売買による所有権移転となります。対価が____円です。10アール当たりは____円となります。

次のページ行きまして、番号141番、譲渡人、村上市小川____番地、____、譲受人、村上市小川____番地、____、土地の表示、小川字藤原____番、地目、田、地積____平米ほか4筆、合計5筆、____平米、売買による所有権移転となります。対価が____円、10アール当たりは約____円となります。

次のページ行きまして、番号142番、譲渡人、村上市十川____番地、____、譲受人、村上市中原____番地、____、____、____、土地の表示、中原字中原野____番____、地目、畑、地積____平米、売買による所有権移転となります。対価が____円、10アール当たりは約____円となります。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。87ページをごらんください。番号138番の案件です。図面上左側に国道7号線が縦に走っております。そのそばにJAにいがた岩船の車両センターがあります。東側に日本海沿岸東北自動車道があり、そのそばに太く囲ってありますのが今回

の申請地です。

次に、番号139番の案件です。図面上左上部に佐々木集落があります。東側には荒川が流れており、市営あらかわゴルフ場があります。南側にはナカショクの養豚場があり、その北側に太く囲ってありますのが今回の申請地です。

次に、番号140番の案件です。図面上右側に国道7号線とJR羽越本線があります。図面上上部には牧目集落があり、その南側に太く囲ってありますのが今回の申請地となります。

次に、番号141番の案件です。図面上左側に国道7号線が走っており、そのそばに小川集落があります。集落の東側に太く囲ってあります5筆が今回の申請地になります。

次に、番号142番の案件です。図面上左上部に中原集落があり、集落南側に朝日中学校があります。中学校の前を市道が走っており、市道を朝日中野集落方面に向かって走りますと、その東側に太く囲ってありますのが今回の申請地となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、最初に議案番号63番について審議いたしますので、議席番号6番、遠山久夫委員、議事に参与できませんので、退席をお願いします。

（6番 遠山久夫君退席）

○議長（石山 章君） それでは、番号63番について質疑に入ります。ご意見、ご質問ありましたら。（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号63番、承認することに決定いたしました。

（6番 遠山久夫君着席）

○議長（石山 章君） 遠山委員、番号63番、承認することに決定いたしました。

それでは、ただいまの承認案件を除きまして質疑に入ります。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 済みません。139番のこの利用権の設定を受けるものの下に書いているのは経営面積ですよね。これは、まだ許可の前のやつ。そういうことですよね。それで、3条のときの15ページの22番に既にこの人は560平米を売っているんですが、なおかつ今回2,000となりますと経営面積は2,565になるんですが、全部売ったとすれば、1,600しかないのに、2,600売れるんですか。

○事務局主査（園部和枝君） こちらの_____番の農地になるんですけれども、現在_____さんのほうに農地のほうを貸してしまして、この農地を解約をして、解約した後に売買という流れになっております。なので、そうです。解約後の面積を足し込んだものを表示するべきところだったんですけれども、面積のほう足していませんでしたので、足した面積が正しいものになります。

(何事か声あり)

○事務局主査(園部和枝君) 今回売買するのはこの1筆になります。解約したのもこの1筆だけ解約になります。

○2番(阿部正一君) 解約したやつだけ売ったわけ。

○事務局主査(園部和枝君) はい、そうです。

○議長(石山 章君) よろしいですか、阿部委員。

○2番(阿部正一君) 1,650平米そのままじゃなくて、560平米を引いたやつ残るんでしょう。

○事務局主査(園部和枝君) そうです。

○2番(阿部正一君) 3条で売っているもん。

○事務局主査(園部和枝君) それが通りましたので、その分は、それも引くことになります。

○議長(石山 章君) 11番、斎藤委員。

○11番(斎藤 裕助君) 11番の斎藤です。番号3番と47番の件についてお伺いしたいんですけども、南大平の所有者の件なんですけれども、たしか南大平地区は土地改良区費発生しておりますけれども、土地改良区には加入していないと私記憶しているんです。といいますのは、一昨年に多面的支払いの関係で私の河内集落は入りましたけれども、加入しましたけれども、南大平地区は土地改良区には加入していないはずなんです。ですけれども、備考に改良区費、貸し人負担ということになっておりますけれども、この3番と61ページの47番の土地改良区費、貸し人負担はたしかなんでしょうか。確認したいんですけども。

○事務局主査(園部和枝君) 申し出書のほうには貸し人負担ということで記載があったんですけども、今ご指摘がありましたので、改めて確認させていただきたいと思います。

○11番(斎藤 裕助君) わかりました。

○議長(石山 章君) ほかにあれでしょうか。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、議案第5号、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第5号 農用地利用集積計画(案)については承認することに決定いたしました。

それでは、先ほど議案第1号の番号25番、26番について、ただいま基盤強化法で承認いただきましたので、審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、番号25、26番について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長（石山 章君） ないようでありますので、許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、番号25、26、許可することに決定いたしました。

議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の承認についてを簡潔に説明してください。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（本間 宏君） それでは、92ページをごらんください。議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の承認について説明いたします。

これは、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により別紙農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の承認を求めるものであります。議案別冊になっております別紙（案）、農地等の利用最適化の推進に関する指針について説明しますので、ごらんになっていただきたいと思っております。こちらのほうは、まず説明する前に、内容といたしまして、農業委員会は指針の策定に当たっては担い手への農地の利用集積面積、遊休農地解消面積、新規参入者数等の農地等の利用の最適化の推進に関する数値目標を定めるとともに、その目標の達成に向けた具体的な推進の方法を定める必要があるものであります。それに基づいてこちらのほうの案が出されたわけでございます。基本的な考えといたしましては、さきにお配りしておりますので、皆さん熟読されていると思っておりますので、省略させていただきたいと思っております。

なお、内容といたしまして、具体的な目標と推進方法について、第2となっておりますけども、3つございます。遊休農地の発生防止、解消について、こちらの表を見ていただきたいと思っておりますが、現状が平成29年3月現在、村上管内で農地面積が7,360ヘクタール、遊休農地の面積が23ヘクタール、遊休農地の割合が0.313%となっております。これについて6年後の計画が目標となっております。こちらのほうについては、村上市がさきに平成26年9月に策定された村上市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づいて数字化されているものを計上させていただいております。そして、目標のときが6年後となりまして、35年の3月に管内の農地面積が7,264ヘクタール、遊休農地がゼロということで計画しております。なお、3年後の目標についてはゼロに向けて順調に推移するものと考えまして、遊休農地の割合が0.313%の半分ということで0.178%、それに基づいて管内農地面積も徐々に非農地とか、さまざまな案件で縮小されてまいりますので、それに基づいて出した面積に遊休農地面積が割り出されたものでございます。

続きまして、2ページ目になりますけども、遊休農地の発生防止と解消の具体的な推進方法については①からア、イ、ウとありますけども、そちらのほうの内容に基づきまして解消に向けていくと。それと、②について、農地中間管理機構との連携について農家の意向を踏まえ、貸付手続を推進すると。そして、3番目といたしまして利用状況調査に基づきまして非農地判断をして、それに

基づきましてから守るべき農地を明確化していくということで計画してございます。

2番目の担い手への農地の集積、集約化についてであります。こちらのほうも村上市の計画がありまして、現状が7,360ヘクタール、集積面積が4,232ヘクタール、集積率が現在57.5%となっております。これに対して県と村上市が定めた90%に向けて計画して率を出しますと、目標値は農地面積が減って、そして集積面積の率を掛けて出したものが6,537ヘクタールということで、中間年の3年後の設定につきましては57.5%から90%のちょうど中間の数字、73.67%、面積についても途中減ったものを踏まえまして、それに集積面積を率で出したものが5,385ヘクタールということでございます。

また、参考の右上になりますけれども、担い手育成確保につきましては現状が2,215戸ありまして、担い手それぞれ認定農業者、認定新規就農、基本構想水準到達者、その他団体等集落営農組織となっております現状が平成29年3月現在にあります。それから6年後の目標年度に、35年の3月に向けて1,600戸、そして認定農業者が355、それから右のほうに行くにしたい12経営体、250経営体、20経営体という形で計画してございます。なお、3年後についてはこの目標達成数字に、順次それに倣っていくように中間の数字をそれぞれ計画して出しております。主な推進内容については、その表の下に書いてありますとおり担い手への農地利用集積集約化に向けた具体的な推進方法ということで、①、人・農地プランの作成、見直し、そして②、中間管理機構等への連携、そして③、農地の利用調整と利用権設定について、そして④、農地の所有者等が覚知することのできない農地の取り扱いについてそれぞれ対応していくということで考えてございます。

そして、3番目につきましては、4ページ目になりますけれども、新規参入の促進についてということで、現状が新規参入は今年度は1人、法人のほうには1つということで、6年後の目標が合計で5人、そして法人については7法人ということで計画を立てております。それに向けて中間年の3年後につきましては、それぞれ3人と3法人という形で数字のほうを出ささせていただいております。そして、新規参入の促進に向けた具体的な推進方法といたしましては①の関係機関との連携について、そして②、新規就農フェア等への参加について、③、企業参入の推進について、4番、農業委員会のフォローアップ活動についてということで大項目4つをうたって、それぞれ事業計画を細かく記載してございます。

なお、こちらのほうのものにつきましてはさきに、11月の1日に農地利用最適化推進委員研修会におきまして推進委員の皆さんからご承諾をいただいて、その後11月の27日の農政振興部会においてこの内容についてご審議いただきまして、そちらのほうでもご承認をいただいたという経緯でございます。それを踏まえまして、今回上程させていただいたものであります。

以上、説明にかえさせていただきます。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。農政部会での承認を得たという格好で出ている中、私がまた質問するのもちょっとおかしい感じがしますが、確かに村上市の目標自体は6年後ゼロに向けて、結構なことです。あのときも言ったと思いますが、目標は目標で結構なんですけども、ゼロということは政府の方向自体が規制緩和のほうに向かっていて、なおかつ来年度から転作というか、減反の政策もなくなった時点の中でこの目標をあくまでも達成するには絵に描いた餅という格好にならないように、末端の我々、農地適正化委員をつくった意味合いもあるんでしょうから、ぜひ実行できるような格好でいってほしい。質問じゃなくて意見でしたけども、そういう格好でひとつお願いしたいと思います。

○議長（石山 章君） ご意見として承っておきます。

ほかにあれでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ほかにないようでありますので、議案第6号、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の承認については承認することに決定いたしました。

議案として、その他について皆様方から。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 皆さん方からないようであれば、その他についてないようであれば、それでは4時15分から再開いたします。

休憩 午後4時05分～午後4時15分

・協議、連絡事項ほか

時に午後4時35分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

平成29年12月27日

村上市農業委員会
会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員